

障害者の存在する価値についての一考察

—津久井やまゆり園殺傷事件植松被告の言動への反論として—

東北福祉大学特別支援教育研究室 阿部 芳久 会員番号 009669

Key Word: 障害者 存在価値 基本的人権

研究目的

戦後最悪の障害者殺傷事件「津久井やまゆり園殺傷事件」の植松死刑囚は「障害者って、生きていても無駄だ」と主張し犯行を実行した。本研究は、植松死刑囚のこの主張に対して反論することを目的とする。すなわち、**障害者は、「生きていても無駄」ということを否定し、むしろその存在は健全で安らかな社会を構築するために寄与しており、不可欠の価値をもつということを示すこと**である。

研究の視点および方法

本研究はまず、様々な研究分野—社会学、哲学、生命倫理学、法学（憲法学）、教育学、宗教学等—の論文、著書、及び新聞記事を探索し収集した。収集する際には、歴史上、障害者の存在が周囲の人たちに、及び地域社会にどのような影響を及ぼしてきたか、という視点で収集した。次に、それを分析して障害者が存在する価値についてカテゴリー化した。

倫理的配慮

一般社団法人日本福祉学会研究倫理規定等にとり、研究を実施した。また、典型例2において実名を使用しているが、対象者にプライバシーの保護のために説明を行い、研究結果の公表について同意を得ている。

研究結果

様々な研究分野の論文、著書、及び新聞記事を分析した結果、障害者の存在は、

①周囲の人たちの人生観、価値観を変えポジティブな生き方へ方向づける、②新たな思想を創出する視点を提供する、③障害児・者の生活を改善する運動が結果的に地域社会を変革させる、④障害者の雇用により会社が活性化する、⑤障害者の視点が、障害のない人の生活へプラスの影響を及ぼす、という価値を抽出できた。

1) 周囲の人たちの人生観、価値観を変えポジティブな生き方へ方向づける

障害児・者に関わりのある人たち（家族、職場の同僚、医療、福祉の関係者等）は、障害児・者との相互関係の中で、その人にとって貴重なもの、「価値ある」ものを与えられたと感じ取ることが多い。その「価値あるもの」によって、その人の価値観や人生観に変化が生じることがある。

典型例1 ダウン症の子どもをもつ父親の場合

ある大手企業の課長 M さん、ダウン症の子どもが生まれる前は、モーレツ社員で本社の中核部門で活躍していた。M さんも奥さんも物欲が強く、車が欲しい、家を建てたい、と人生に対して我慢ということがなかった。そんな夫婦にダウン症の子どもが生まれて、M さんに心の変化が見られるようになる。

物欲の深さというか、人生に対する傲慢さというか、それがストーンと消えてきたように思えてきたんです。……あ、こんな所に花が咲いているのか、きれいだなあと、小さなことが妙に印象深く見えてきたり……、人の話や言葉に感動したり、ああ、こういうことだったのか……と気がつくようになって、だんだん世界が違って見えて来たんです。（文献1）

このような一種の意識改革のようなことが生じる。それは、日常的にダウン症の子どもと一緒に生活する過程で、子どもの姿を見て、その姿から「価値あるもの」をもらい、自分の生き方を見直すという機会を得たのだと思われる。

典型例2 障害のある子どもを診察した小児科医の場合

堺医師は、障害のある子どもたちが小児科医としての自分の姿勢に大きな影響を

もたらしたと述懐する（文献2）。重い脳性まひの6歳のK君が重症の麻疹肺炎に罹患した。K君の病状は最重症の状態であり、唯一の救命法は人工呼吸器を用いた呼吸管理で急場をしのぎ回復を待つという方法だ。病院には旧式の人工呼吸器があったがK君にこの呼吸器を使えば、その期間に送られてくる障害のない子どもを救えなくなる。そこで堺医師は呼吸器を使うかどうかについて両親の意見を尋ねる。両親は少し驚きをもった表情で即座に答えた。「この子が助かるならどんなことでも結構です。ぜひお願いします」と。そして、堺医師はすぐにK君に人工呼吸器を装着する。

その時の堺医師の脳裏には、重症の脳性まひの子どもよりも障害のない子どもを助ける方が優先であり重要であるという考えがあり、それが医師の使命であると考えていた。しかし、両親の「わが子の命をなんとしても助けてください」という返答から、命の重さに優劣はつけられない、そして自分の立ち位置を、「患者を治療してあげる」医師という上下関係に近いところに置いていたと覚る。堺医師は、小児科医としての基本的な姿勢をK君とその両親から教えてもらったと言える。

2) 新たな思想を創出する視点を提供する

哲学者や倫理学者が重度の障害児・者と関わることにより、新しい思想を創出するということが起こっている。

典型例3 糸賀一雄「この子らを世の光に」

糸賀一雄は、重症心身障害児施設「びわこ学園」に在職中、重症心身障害児と彼らを療育する人との間に「共感の世界」が成立していることに深い感銘を受ける（文献3）。重症心身障害児は彼らの表情やわずかな反応から、生きる意欲を示し、精一杯生きる努力をしていること、さらに周囲の人に反応し自ら関わろうとする意欲や心をつなごうとしていることに、療育者は共感するようになる。糸賀は、このような「共感の世界」を目撃して、ひとがひとを理解するということの深い意味を探求す

る。「基本的人権といわれる。しかしその根本にはひとりひとりの個人の尊重ということがある。(中略)それは人権として法律的な保護をする以前のものである。共感と連帯の生活感情に裏付けられていなければならないものである」。糸賀は、重症心身障害児と療育者との「共感の世界」を通して、憲法13条に示す「個人の尊重」の真の意味を理解する。そして、そのような理解を中心とした社会形成の理念、すべての人間が個人として尊重され、人間としての尊厳が大事にされる社会を形成する理念を提示する。重症心身障害児・者の存在が糸賀のこのような理念を創出させたと言える。この理念を端的に表現した「この子らを世の光に」という言葉がわが国の福祉関係に携わる人たちの中核的な指針となっている。

典型例4 愛と労働あるいは依存とケアの正義論

アメリカの哲学者エヴァ・フェダー・キティは重度障害のある娘をもつ母親である。その娘を育てる経験から、すべての人間にとって不可避で普遍的なケアの存在に注目し、ケアがどのような形で社会的に配分されることが正義にかなうかについて検討した(文献4)。彼女は、人間は皆誰かからケアされないと育つことができず、病気や加齢による看病や介護を必要とするために「依存」(誰かがケアしなければ生命を維持することが困難な状態)を人間条件の一つであるとした。「依存」が人間の条件であるなら、現在一般化している「平等」は不十分であると批判する。その中で、現代リベラリズムの代表格であるロールズが唱える「平等」についても批判する。ロールズの「平等」は「全生涯を通じて十分に社会的協働が可能な成員」を対象としたもので、健康上の特別なケアや精神的欠陥をもつ人(「依存者」)はその対象から除外されてしまう、と批判する。「平等」とは、他者のケアなしには生存できない「依存者」や依存者の生存の責任を負っている「依存労働者」をも含めて構想されなければならないと、キティは主張する。

さらに、「社会的協働と恩恵の負担」や「政策とケアの公的倫理」等について論議を深化させていく。「障害のない子どもの母親の視点から隠れてしまう母親業の諸側面を、重度障害児を育てることによって気づかされることもある」ことを彼女自身指摘しているが、キテイのこのような哲学は、重度障害のある娘と共に歩んできた彼女の人生と、彼女が経験した葛藤から紡ぎだされたものと言える。

3) 障害児・者の生活を改善する運動が結果的に地域社会を変革させる

典型例5 特別支援学校設立運動を発端とした地域の改革

知的障害のある子どもの存在が、最終的に地域における福祉の意識を高めるといふ役割を果たすことがある（文献5）。

下呂市在住のKさんは知的障害がある。歩き始めると同時に多動で頻繁に外を歩き回っていた。4歳時に初語、小学校では2年生まで通常学級に在籍、勉強についていくことができず3年生からは特別支援学級に在籍した。

父親のSさんは、Kさんが小学校の頃、地域に親の会がなかったので周囲の親に働きかけて、親の会「ホープフルハーツ」を設立した。Kさんが中学校卒業を控え、地域に特別支援学校がなかったため、他の親の会やPTA連合会と連携して、下呂市に特別支援学校の新設署名活動を通して県に要望した。人口3万人強の下呂市であるが6万5千人の署名が集まった。多くの市民が市外にいる知り合いにも声をかけた結果だった。その署名を県知事に提出した。その結果、県は3年後に下呂市に特別支援学校を新設する予定をしていたが、その時期を3年早め、廃校した益田清風高校旧下呂校舎を改修して飛騨特別支援学校下呂分校を開設することにした。署名活動が効を奏して多くの市民が達成感を味わうことができた。廃校した高校を改修する時には多くの市民が環境整備に参加した。その頃、市議員選挙があり、候補者全員が父親のSさんに挨拶に来た。その後の市議会では、議員の意識が

変わり福祉に関する質問が多くなった。市民のこの署名活動の成果が近隣の市にも波及して、新たに吉城特別支援学校を開設することとなった。

知的障害のある K さんの存在が父親の S さんを突き動かし、S さんの活動が市民を動かし、さらにその成果が近隣の市民をも動かしたのだ。

4) 障害者を雇用することにより会社が活性化する

典型例6 知的障害者採用により職場の雰囲気改善し業績も向上

弁当のデリバリーと店舗でのテイクアウトの両方を扱っている株式会社バニーフーズ（文献6）。女性社員の派閥ができており、言い争いも頻繁に起きていた。社内の雰囲気は悪く、殺伐としていた。

この会社は2003年に知的障害のあるNさんを、半年後に知的・精神・身体障害のあるEさんを採用したことを契機として障害者雇用を開始した。キャベツを大量に刻み続ける、具材を弁当に詰めるといった単純ではあるが手間がかかり、根気の必要とされる仕事を、障害者二人が分担した。NさんとEさんが入社し、任された洗いや物の仕事がうまくできなくても、ひたむきに取り組む姿勢に他の社員の心が解きほぐされていく。そして、社員同士に互いを思いやる気持ちが生まれ、チームワークが良くなっていく。その結果、職場のコミュニケーションが活性化することになる。その後、職場の雰囲気は改善され、それと比例して業績も向上していった。2013年の時点で従業員66名の内に障害者が26名採用されるまでになっている。

障害者職業総合センターは2010年に、企業の障害者雇用の実態や障害者雇用に対する意識等を把握し、雇用拡大に向けた支援方法を検討することを目的として調査を実施した（文献7）。調査の結果、44%の会社が「従業員全体の自社に対する帰属意識や信頼が高まる」と回答している。障害者雇用率を達成している会社は社会的責任を果たしているということで企業イメージが好意的に受け止められる。それだ

けではなく、社内の従業員も経営者に信頼感を持つことができ、従業員自身の福利厚生を含めた将来の不安感をも払拭することができる。その結果、「従業員全体の自社に対する帰属意識や信頼が高まる」ということが生じる（文献8）。

障害者の生産性は個人レベルでみると、障害のない人と比較すると低いと評価される。しかし、社内の雰囲気良くなる、従業員間のコミュニケーションが高まる、作業方法や工程が改善されるなどにより、費用対効果や労働生産性が改善されることがある。結果として会社全体として生産性が向上するということがもたらされる。

5) 障害者の視点が、障害のない人の生活へプラスの影響を及ぼす

障害者の生活を支援する方法が障害のない人たち、すなわちすべての人たちの生活へプラスの影響を与えることが少なくない。障害者の生活を改善させる視点がすべての人の生活に適用され、改善させるという状況が発生する。

典型例7 ユニバーサル・デザインの開発

代表的な事例がユニバーサル・デザイン（以下 UD と表記）の考え方だ。現在、我が国のいたる所で UD による施設の整備や製品の開発、及び移動手段の改良などに適用されている。この考え方の提唱は、アメリカ・ノースカロライナ州立大学デザイン学部の建築家ロナルド・メイスによるものだ。彼はポリオに罹患し身体障害を負い、車椅子を使用して生活している。1970 年代中頃、メイスは全米基準協会が提示した A117.1（建築物及び設備を身障者にも近づきやすく、使用できるものにするための米国基準仕様書）と呼ばれる設計基準やノースカロライナ州の建築基準作りに携わっていた。この頃に UD のアイデアが構想された（文献9）。

その頃、「建築障壁撤廃法」に基づいて、建物の入り口のスロープ化や広いスペースのトイレの用意などの建物の改修が実施されるようになる。しかし、このような設備は障害者対象の特別なものであるという意識を障害のない人たちに植え付ける

ことになる。このような施設・設備は高額な費用がかかり、「特別」というラベルを貼ることになった。しかし、メイスはそれらの施設・設備によって障害のない人も恩恵を受けることに気づいていた。そこで、すべての年齢や能力の人びとに対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境をデザインすることに思い至る。

建築家でありかつ製品デザイナーであったメイスの専門家としての視点から UD の理念が発想された。と同時に車椅子を使用していたメイスは社会環境を利用する使い手という視点も持っていた。UD の理念を考えると、メイスが車椅子使用者であったことは無視できず、車椅子使用者であったからこそ UD の理念を発想することができたと考える。

典型例8 障害児への教育方法が障害のない子どもの教育の質を高める

教育界においても、障害児への教育方法が障害のない子どもへ適応され、効果を上げた、という事例がある。ベルギーのオヴィッド・ドクロリーの教育実践である。

ドクロリーは、精神神経病理に通じた医者であり児童心理学者でもあった。彼は、臨床に基づく組織的観察や実験、教育効果の客観的評価などにより、知的障害児の教育に取り組む。子どもの生活を基盤とした教育法（ドクロリー法）を開発し、知的障害児へ適用し大きな成果を上げる（文献 10）。その後、周囲の人びとの熱心な勧めに従って障害のない子どもにもその教育方法を実践する。その結果、ドクロリー法の教育実践は、特に初等教育において大きな成果を上げた。現在の我が国の小学校低学年の生活科において、ドクロリー法の基本的な考え方が踏襲されている。

同様に、ドクロリーと同時代に活躍したイタリアのマリア・モンテッソーリ（医師）が知的障害児を対象に開発した指導法、モンテッソーリ・メソッドも有名だ。この方法が幼児教育に適用され大きな成果を上げている。この教育方法は、現在では幼児教育の方法として世界的に普及している。

考察

以上、障害者の存在価値について典型例を挙げて例証してきた。このような価値は私たちの従来社会では顕在化されず見過ごされてきた。その理由として、明治政府開闢以来、障害者は戦時には必要な戦力とはなりにくいこと、ある時期には民族の存続と繁栄に悪影響を及ぼす存在であると考えられたこと、現在では社会や企業が求める生産活動が劣ると評価されてきたこと、等があげられる。しかし、本論の典型例以外にも、障害者が存在したことによって、すべての人が生きやすい社会を形成するためにその価値を発揮してきた例は多数存在する（文献 11 参照）。

障害者が存在する重要な価値は、現在の社会において基本的人権が侵される傾向が表れた時の「警鐘」として、あるいは基本的人権が真に尊重されているかを判断する際の「試金石」として、その役割を担っているのではないかということを経験的に述べたい。それは憲法 97 条が意図していることと関係する。

憲法 97 条の条文には「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と明示されている。憲法 11 条で謳われている基本的人権について、憲法 97 条でなぜことさら改めて強調されているのだろう。それは、憲法によって基本的人権が保障されているにもかかわらず、社会情勢によって、公的に、しかも法的に多くの人の人権が侵害されてきた歴史があるからである。卑近な例として、旧優生保護法によって多くの人が強制不妊手術を受けさせられることがあった。海外においてもそのような例は多数存在する。

障害者の人権が侵害されるということは、障害者だけではなく社会的弱者といわれる高齢者、子どもらへの人権侵害へと拡大していく可能性がある。より不要とさ

れる人に悪意や攻撃が向かいやすくなる。障害のない人もいつ自分が不要な存在になるか不安にさらされる。

社会情勢が不安になると、歴史的にみると、人権侵害は障害者に対して真っ先に顕在化してきた。障害者への人権侵害が顕著になる兆候があれば、すべての人々が安心して暮らしていけない方向に社会が向かっていることを示すことになる。そのような観点から障害者の存在が、人権侵害の輪が拡大する兆候を「警鐘」してくれていると捉えられる。相模原殺傷事件の19名の被害者は、わが国は現在、そのような状況に近づきつつあることを身をもって「警鐘」してくれたものと思える。一方で、現在の社会において、障害者への理解の程度や人権が尊重される程度により、私たちの社会が基本的人権をどの程度尊重しているか、その程度について知ることができる。そのような意味で障害者の存在は、現在の社会で基本的人権が真に尊重されているかを判断する際の「試金石」としての役割を担っているのかもしれない。

文献

- 文献1：斎藤茂男(1996)：生命かがやく日のために、講談社。
文献2：堺武男(2018)：限りないやさしさを求めて、文芸春秋企画出版部。
文献3：糸賀一雄(1968)：福祉の思想、日本放送出版協会。
文献4：エヴァ・フェダー・キテイ(2010)：愛の労働あるいは依存とケアの正義論、白澤社。
文献5：杉山章・田口めぐみ・中島光陽・中島茂美・神野幸雄(2017)：地域で生きるということ 民間企業で働く知的障害のある青年とその父親の語りから学ぶ、日本特殊教育学会第55回大会発表論文集、シンポジウム3-18。
文献6：影山摩子弥(2013)：なぜ障がい者を雇う中小企業は業績を上げ続けるのか？ 中央法規出版。
文献7：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター(2010)：企業経営に与える障害者雇用の効果等に関する研究。
文献8：茅原聖治(1996)：障害者雇用企業の現状と費用—便益分析について、大阪府立大学経済研究、41(2)、71～92。
文献9：川内美彦(2001)：ユニバーサル・デザイナー・バリアフリーへの問いかけ一、学芸出版社。
文献10：ドクロリー(1977)：ドクロリー・メソッド、明治図書。
文献11：阿部芳久(2019)：障害者排除の論理を超えて—津久井やまゆり園殺傷事件の深層を探る一、批評社。